

プラスチックごみ減量策としての 容器包装リサイクル法の検討

稲岡美奈子

キーワード： 容り法、容り協会、プラスチック製容器包装、PET ボトル、EPR(拡大生産者責任)、DfE(環境に良いデザイン)、ステイク・ホルダー、市町村、事業者、消費者、WTP(支払意志額)、レジ袋、インセンティブ

1. 課題と方法

容り法をプラスチックごみ削減という観点から検討した。政府・審議会・業界・容り協会の資料を使い、また、市町村担当者の意見聴取・施設見学、消費者としての筆者の生活の調査も行い、以下の3点について考察した。

- (1) 容り法の枠組みにおける市町村と事業者、および消費者の費用負担の程度を明らかにし、EU と対比した。
- (2) 容り法はプラスチックごみ削減に効果を上げることができているのか、DfE(環境に良いデザイン)を促進するインセンティブを与えることができているのか。具体例も見て検討した。
- (3) 容器包装以外のプラスチックを併せてリサイクルすべきかをも含めて容り法の改善を検討した。

2. 結果

日本の2008年度におけるプラスチック一般廃棄物は約500万tである。そのうちの容器包装は354万tと推計されている。PETボトルの販売/消費量は57.1万tで、廃棄物として44.6万t回収され、そのうち市町村回収量は28.4万t(64%)である。プラスチック製容器包装は297万tで、市町村回収67.2万t(23%)で、これが容り法で扱われる。

(1) 容り法の枠組みにおける2008年度のステイク・ホルダー三者の費用負担(使用後からリサイクルまで)を推計すると、プラスチック製容器包装については、市町村が545億円(低い見積もりで347億円)、事業者が428億円であり、PETボトルについては、市町村が259億円(同175億円)、事業者が4.3億円である。消費者の費用負担は、アンケート調査結果によるWTP(支払意志額)から考察すると、他の二者に比べて一桁以上大きい金額となっている。また、筆者自身の生活の調査からもそのことが裏付けられた。

日本の市町村の収集運搬、分別保管の費用をEU諸国のそれと比較すると同じくらいである。EU諸国ではこれらの費用を、主として事業者が負担している。EUに比較して日本の事業者の負担の小さいことが示された。

(2) PETボトルでは事業者の費用負担はゼロに近く、プラスチック製容器包装でも市町村の費用負担が大きい。この現実、廃棄物リサイクル費用を公共から事業者負担に移すことにより、使用を削減しリサイクルしやすい製品にするインセンティブを事業者に与えるというEPR(拡大生産者責任)の趣旨に合致していない。

容り法施行後PETボトルの使用量は増加した。PETボトルによる社会的効率の実現、生活態度の変化も増加の要因となっているが、事業者負担の小ささが一要因である。一方、プラスチック使用量はやや減少している。容り法は使用削減のインセンティブとなっているらしいが、十分ではない。費用負担の改善が必要である。

(3) 容り法のインセンティブは、焼却、CO₂排出、最終処分場、さらには石油採掘に伴う環境汚染など、製品に内部化されていない莫大な費用のほんの一部を反映しているにすぎない。現在の事業者の負担は使用削減には不十分である。しかしながら、筆者自身がインターン研修の中でその一端を体験し研究したレジ袋の有料化等による削減の経過を検討すると、容り法の法規制に加えて、政府のリーダーシップのもとで行政、消費者、事業者の協力があれば、容り法は効果を発揮できる場合もあると考えられる。消費者の負担の大きさと環境負荷を減少させたいという意識の強さを考慮すれば、消費者の力を向上させることが重要である。

加えて、政府の懇談会資料等の検討、市町村分別施設見学・担当者の意見聴取等の結果から、日用品なども含むより広範な「プラスチック・リサイクル法」への検討を開始すべきであるという結論を得た。